

○単身赴任手当の運用について

(平成2年3月27日岡人委第298号通知)

(沿革)

| | |
|------------------|---------------------|
| 平成 4年 3月27日第358号 | 平成 5年12月24日第225号 |
| 平成 6年 3月 9日第279号 | 平成 6年 8月16日第164号 |
| 平成 8年 6月13日第 62号 | 平成13年 1月17日第250号 |
| 平成13年 3月30日第320号 | 平成14年 3月19日第280号 |
| 平成15年 4月 1日第 6号 | 平成16年 4月 1日第240号 |
| 平成18年 9月29日第114号 | 平成18年10月24日第132号 |
| 平成19年 3月30日第230号 | 平成20年 2月 1日第191号 |
| 平成20年12月22日第154号 | 平成22年 3月30日第181号 |
| 平成25年 2月 1日第256号 | 平成26年 3月25日第270号 |
| 平成26年 7月 4日第 76号 | 平成27年 3月20日第315号 |
| 平成30年 7月 9日第108号 | 令和 4年 2月25日第344号 |
| 令和 4年 3月28日第362号 | 令和 5年 3月 3日第329号 改正 |

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。）及び単身赴任手当に関する規則（平成2年岡山県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）の運用について次のように定め、平成2年4月1日から適用することとしたので通知します。

記

給与条例第11条の2関係

- 1 給与条例第11条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（以下この項及び次項において「異動等」という。）に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。
- 2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の異動等に際して同居していた配偶者が転居した職員のうち次に掲げるものとする。
 - 一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。）内に所在する住宅に転居する職員
 - 二 規則第5条関係第3項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第

8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員（前号に掲げる職員を除く。）

三 その他前2号に類する事情があると認められる職員

規則第2条関係

1 規則第2条第4号の「人事委員会の定めるこれに準ずる住宅」は、次に掲げる住宅とする。

一 職員又は配偶者が所有権の移転を一定期間留保する契約（次号において「所有権留保契約」という。）により購入した住宅又は譲渡担保の目的で債権者にその所有権の一時的な移転（次号において「譲渡担保のための移転」という。）をしている住宅

二 職員又は配偶者の扶養親族である者が所有する住宅、所有権留保契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅

2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族（職員又は配偶者の父母を除く。）を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。

二 配偶者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設、同法第39条第1項に規定する保育所、同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第6条の3第9項から第12項まで若しくは第39条第1項に規定する業務を目的とするもの又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「保育所等」という。）に在所している同居の子を養育すること。

三 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）に在学している子及び前号に規定する子を除く。）を養育すること。

四 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。

五 配偶者が学校等に在学していること。

六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（前項各号に掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた公署（岡山県公営企業職員等（給

与条例第11条第4項に規定する岡山県公営企業職員等をいう。以下同じ。)であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にとっては、岡山県公営企業職員等としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号及び次号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び次号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(岡山県公営企業職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「異動等」という。)の前日までに住宅(職員が当該異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。)を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

八 その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

規則第3条関係

1 規則第3条第1号及び第2号の通勤距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法(給与条例第11条第1項第2号に規定する自動車等及び航空機を除く。)により通勤するものとした場合の経路について、次の各号に掲げる交通方法の区分に応じた当該各号に定める距離を合算するものとする。

一 徒歩 国土交通省国土地理院発行の地形図等(縮尺5万分の1以上のものに限る。)を用いて測定した距離

二 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる距離

三 船舶 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる距離

四 一般乗合旅客自動車その他の交通機関(前2号に掲げるものを除く。) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第5条第1項第3号に規定する事業計画に記載されている距離その他これに準ずるもの

に記載されている距離

- 2 前項に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、規則第3条第2号の規定の適用について規則第8条関係第2項の規定による人事委員会への協議があったものとみなす。
 - 一 徒歩及び交通機関を利用して通勤するものとした場合において、通勤所要時間が片道2時間以上であること。
 - 二 勤務のため登庁し、又は勤務終了後帰宅するとき利用し得る交通機関の運行がなされていないこと。

規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法について特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

規則第5条関係

- 1 地方公務員法（昭和25年法律261号）第22条の4第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。）をされた職員、職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条第1号の規定による休職（以下単に「休職」という。）から復職した職員又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岡山県条例第10号）第2条第1項の規定による派遣（以下「外国派遣」という。）から復帰した職員については、当該定年前再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、当該休職の期間中の勤務箇所又は外国派遣の期間中の勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の公署と、定年前再任用、休職からの復職又は外国派遣から職務への復帰を同号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号の規定を適用する。
- 2 規則第5条第2項第3号の「人事委員会の定める事情」は、次に掲げる事情とする。
 - 一 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。
 - 二 その他18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる前号に類する事情
- 3 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事委員会の定める特別の事情」は、次に掲げ

る事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた公署（岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては岡山県公営企業職員等としての在職の間の勤務箇所、定年前再任用された職員にあつては当該定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、休職から復職した職員にあつては当該休職の期間中の勤務箇所又は外国派遣から職務に復帰した職員にあつては当該外国派遣期間中の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該公署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び第10号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であつて通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。）に転居すること。
- 二 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居（所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員（以下「転々異動職員」という。）以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。
- 三 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受ける子（学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。）を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- 四 子が住居の移転を伴う直近の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（岡山県公営企業職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び定年前再任用をされた場合、休職から復職した場合又は外国派遣から職務に復帰した場合の当該定年前再任用、復職又は復帰を含む。以下「異動等」という。）の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- 五 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。

- 六 配偶者が特定の医療機関等（当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。）において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- 七 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- 八 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- 九 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- 十 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（規則第2条関係第1項各号に掲げる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- 十一 その他配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のない職員に係る「人事委員会の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。
- 一 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校等に入学若しくは転学するため、又は保育所等に入所若しくは転所するため、転居（転々異動職員以外の職員にあつては、旧勤務地住宅への転居に限る。）すること。
- 二 その他18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められる前号に類する事情
- 5 規則第5条第2項第8号の「人事委員会の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
- 一 規則第5条第2項第3号から第6号までの規定中「定める」とあるのを「認める」と、同項第3号及び第4号中「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」とあるのを「給与条例第9条

第1項に規定する扶養親族である父母」と読み替えた場合に、規則第5条第2項第3号から第7号までに掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（配偶者のない職員に限る。）

二 同一公署内における異動又は職務内容の変更等（岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用。以下同じ。）に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、規則第5条第2項第3号に規定する人事委員会の定める事情）により、同居していた配偶者等（同項第4号に規定する配偶者等をいう。）と別居することとなった職員及び人事委員会が別に認める職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ 単身で生活することを常況とする職員

ロ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

三 同一公署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情（第2項第5号中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」とあるのを「同一公署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事委員会の定める特別の事情をいう。）により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）及び人事委員会が別に認める職員で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等（人事委員会が別に認める職員にあつては、給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母）と同居することができないと人事委員会が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ 単身で生活することを常況とする職員

ロ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

四 配偶者のある職員で給与条例第11条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当しているものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は同一公署

内における異動若しくは職務内容の変更等（岡山県公営企業職員等から引き続き給料表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、定年前再任用をされたもの、休職から復職したもの又は外国派遣から職務に復帰したものにあっては当該定年前再任用、復職又は復帰）の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に次のいずれかの要件に該当することとなる職員

イ 規則第5条第2項第3号から第7号までに掲げる職員たる要件

ロ 前3号に掲げる職員たる要件

五 岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、岡山県公営企業職員等としての在職を給料表の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を給与条例第11条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は前3号の公署とみなした場合に、当該人事交流等により給料表の適用を受ける前から引き続き給与条例第11条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は前4号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

六 定年前再任用をされた職員、休職から復職した職員又は外国派遣から職務に復帰した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、休職の期間中の勤務箇所又は外国派遣の期間中の勤務箇所を給与条例第11条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第2号から第4号までの公署とみなした場合に、定年前再任用（直近のものに限る。）又は当該休職からの復職若しくは当該職務への復帰前から引き続き給与条例第11条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第4号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

七 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第5号に掲げる職員に該当するもの、定年前再任用をされた配偶者及び休職から復職した配偶者又は外国派遣から職務に復帰した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった配偶者で第5号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、定年前再任用をされた配偶者、休職から復職した配偶者又は外国派遣から職務に復帰した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該定年前再任用、復職又は復帰。以

下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は公署の移転の日から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2項第2号又は第5号の人事委員会が認める職員を含む。)(当該日の同一公署内における異動又は職務内容の変更等(岡山県公営企業職員等であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用)に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

規則第6条関係

「国、地方公共団体その他のこれに相当する手当」とは、岡山県公営企業職員等が受ける給与条例第11条の2第1項又は第3項の規定による単身赴任手当に相当する手当をいう。

規則第7条関係

- 1 単身赴任届の様式は、別記様式のとおりとする。
- 2 規則第5条関係第5項に規定する職員(給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母との別居に係る職員に限る。)に対する規則第7条第1項の規定の適用については、同項中「配偶者等」とあるのは、「給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母」とする。
- 3 規則第7条第1項の「当該要件を具備していることを証明する書類」とは、次に掲げる書類(これらの書類の写しを含む。)とする。
 - 一 住民票等配偶者(配偶者のない職員については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母。)との別居の状況等を明らかにする書類
 - 二 診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等又は給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母と別居することとなった事

情を明らかにする書類

- 4 規則第7条第1項の「配偶者等との別居の状況等」とは、単身赴任届に記入することとされている事項をいう。

規則第8条関係

- 1 単身赴任手当を受けている職員が任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）を異にする異動（定年前再任用前の任命権者と定年前再任用後の任命権者が異なる場合の当該定年前再任用を含む。以下この項において同じ。）をした場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る単身赴任届を証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。
- 2 任命権者は、職員に給与条例第11条の2関係第2項第3号、規則第2条関係第2項第8号又は規則第5条関係第2項第2号、第3項第11号若しくは第4項第2号に掲げる事情があると認めるに当たっては、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。

規則第9条関係

- 1 規則第9条第1項の「給与条例第11条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日」とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。
- 2 職員が異動等の直後の公署への勤務を開始すべきこととされる日の前日までの間に給与条例第11条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、当該異動等の発令日等をこれらの規定の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第1項の規定より支給を開始するものとする。
- 3 第1項の規定は、単身赴任手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日の属する月をもって単身赴任手当の支給が終わり、退職以外の離職の場合は、その日の前日まで単身赴任手当を支給する趣旨である。

規則第10条関係

規則第5条関係第5項に規定する職員（給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母との別居に係る職員に限る。）に対する規則第10条第2項の規定の適用については、同項中「配偶者等」とあるのは、「給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母」とする。

規則第11条関係

単身赴任手当は、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その期間中支給されない。

- 一 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定により停職を命ぜられた場合

- 二 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する専従許可を受けた場合
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている場合
- 四 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）をしている場合
- 五 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている場合
- 六 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている場合

規則第12条関係

職員が異動等又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等の日から3か月以内に住居を移転した場合は、給与条例第11条の2第1項若しくは第3項又は規則第5条第2項の規定の適用について当該異動等又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等に伴い住居を移転したものとみなす。

別記様式
(表)

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

| | | | | |
|---|---|--|--|-------|
| 任命権者 | | 勤務公署名 | 届出の理由 | |
| 殿 | | 所在地 | <input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居(□本人 □配偶者) <input type="checkbox"/> 4 その他() | |
| 職名 | | 氏名 | 上記事実の発生日 年 月 日 | |
| 職員番号 | | | | |
| 単身赴任手当に関する規則第7条の規定により次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。 (住民票等証明書類 通添付) | | | | |
| 異居 直前 状況 の等 | 異動の発令年月日 | 年 月 日 | 本人の住居 | |
| 同居者 | <input type="checkbox"/> 配偶者 □子(生年月日) □子(生年月日) <input type="checkbox"/> 子(生年月日) □子(生年月日) | | | |
| 現在の 居住 状況 等 | 配偶者と別居した事情 | 配偶者と別居した年月日 年 月 日 | | |
| | 本人の住居 | | 入居年月日 | 年 月 日 |
| | 本人の住居における同居者 | <input type="checkbox"/> 子(生年月日) □子(生年月日) □子(生年月日) <input type="checkbox"/> その他(続柄) □その他(続柄) □その他(続柄) □その他(続柄) | | |
| | 配偶者の住居 | 異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(入居年月日) | | |
| | 異動直前の住居、勤務公署、配偶者の住居及び本人の住居に関することについては、裏面のとおりに。 | | | |
| この届出は、事実と相違ないものと認める。 年 月 日 所属長 | | | | |

※確認及び決定欄

年 月 日受理

| | | | | | |
|---|-----|-----------|-----|--|--|
| <input type="checkbox"/> 該当(単身赴任手当支給職員) <input type="checkbox"/> 非該当(理由・) <input type="checkbox"/> 加算額(規則第4条第3項) □第1号 □第2号 □第3号 □第4号 □第5号 □第6号 □第7号 □第8号 □第9号 □第10号 | | | | | |
| 支給の始期等 | 加算額 | 単身赴任手当の月額 | 取扱者 | | |
| 年 月 日 開始 改定 終了 | 円 | 円 | 確認 | | |
| 給与条例第11条の2及び単身赴任手当に関する規則の規定により、上記のとおり確認し、決定する。 年 月 日 職氏名 | | | | | |

記入上の注意

- 「届出の理由」欄には、該当する理由の□にレ印を付し(新規の場合は理由の1のみにレ印を付する。),理由の4に該当する場合は内容を()内に記入する。
- 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は給与条例第9条第1項に規定する扶養親族である父母」と読み替えて記入する。
- 届出の理由の1以外に該当する場合は「異動直前の居住状況等」欄は記入を要しない。
- 「異動直前の居住状況等」欄及び「現在の居住状況等」欄において「異動」とは、別居の原因となった公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 人事交流等により岡山県公営企業職員等から引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた者、休職から復職した者若しくは外国派遣から職務に復帰した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復職」若しくは「復帰」と読み替えて記入する。
- 異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄には記入を要しない。
- 異動に伴って配偶者ととも住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法」欄には記入を要しない。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、○○線等の別を記入する。
- 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。
- ※欄は記入しないこと。

(裏)異動直前の住居, 勤務公署, 配偶者の住居及び本人の住居に関すること

(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

| 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | ※ 確 認 欄 | 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | 距 離 |
|------------|--------|--------------|------------------|---------------------|--------|--------------|------|
| 1 | | 住居から(経由) まで | | 1 | | 住居から(経由) まで | ・ km |
| 2 | | から(経由) まで | | 2 | | から(経由) まで | ・ km |
| 3 | | から(経由) まで | | 3 | | から(経由) まで | ・ km |
| 4 | | から(経由) まで | | 4 | | から(経由) まで | ・ km |
| 5 | | から(経由) まで | | 5 | | から(経由) まで | ・ km |
| 6 | | から(経由) まで | | 計 (規則第3条の規定による通勤距離) | | | ・ km |
| 経路略図(経路朱線) | | | | | | | |

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

| 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | ※ 確 認 欄 | 順路 | 通勤方法の別 | 区 間 | 距 離 |
|------------|--------|--------------|------------------|---------------------|--------|--------------|------|
| 1 | | 住居から(経由) まで | | 1 | | 住居から(経由) まで | ・ km |
| 2 | | から(経由) まで | | 2 | | から(経由) まで | ・ km |
| 3 | | から(経由) まで | | 3 | | から(経由) まで | ・ km |
| 4 | | から(経由) まで | | 4 | | から(経由) まで | ・ km |
| 5 | | から(経由) まで | | 5 | | から(経由) まで | ・ km |
| 6 | | から(経由) まで | | 計 (規則第3条の規定による通勤距離) | | | ・ km |
| 経路略図(経路朱線) | | | | | | | |

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

| 順路 | 交通方法の別 | 区 間 | ※ 確 認 欄 | 順路 | 交通方法の別 | 区 間 | 距 離 |
|------------|--------|--------------|------------------|-----------------------------|--------|--------------|------|
| 1 | | 住居から(経由) まで | | 1 | | 住居から(経由) まで | ・ km |
| 2 | | から(経由) まで | | 2 | | から(経由) まで | ・ km |
| 3 | | から(経由) まで | | 3 | | から(経由) まで | ・ km |
| 4 | | から(経由) まで | | 4 | | から(経由) まで | ・ km |
| 5 | | から(経由) まで | | 5 | | から(経由) まで | ・ km |
| 6 | | から(経由) まで | | 計 (給与条例第11条の2第2項の規定による交通距離) | | | ・ km |
| 経路略図(経路朱線) | | | | | | | |

備考 各任命権者は, 必要があるときには, 各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。